

第 2 回 知 多 市 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

平 成 2 8 年 2 月 1 2 日

知 多 市 教 育 委 員 会

第 2 回 知 多 市 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 8 年 2 月 1 2 日		
招 集 場 所	知多市役所 2 階教育委員会室		
開 会	午後 1 時 0 0 分		
閉 会	午後 1 時 5 7 分		
出 席 委 員	委員長	石 井 文 廣	
	委員長職務代理者	竹 内 聰 一	
		深 谷 尚 義	
		岩見田 健	
		石 井 久 子	
	教育長	小 宮 克 裕	
出席した職員	教育部長	松 井 禎 司	
	生涯学習課長	柴 山 利 之	
	生涯スポーツ課長	堀之内 康	
	幼児保育課長	市 田 政 充	
	学校教育課長	勝 崎 当 仁	
	指導主事	澤 田 広 彰	
		阿 部 剛 士	
	事務局学校教育課	森 真 哉	
		木 村 圭 吾	
傍 聴 者	なし		
議 題	議案第 3 号	平成 2 7 年度教育費補正予算(第 2 号)(案)について(協議)	
	議案第 4 号	知多市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について(協議)	
	議案第 5 号	教育長に対する事務委任規則の一部改正について(協議)	
	議案第 6 号	知多市立学校管理規則の一部改正について(協議)	
	議案第 7 号	知多市立幼稚園管理規則の一部改正について(協議)	
	議案第 8 号	知多市のめざす教育(平成 2 8 年度版)(案)について(協議)	
そ の 他	(1)	平成 2 7 年度小中学校卒業証書授与式における教育委員会告辞について(報告)	
	(2)	年度末及び年度始めの学校教育課所管行事等の日程について(報告)	
	(3)	新教育委員会制度への移行(総合教育会議、大綱、新教育長)に関する調査の結果について(報告)	
	(4)	平成 2 8 年 1 月準要保護者等の認定状況について(報告)	
	(5)	教育委員会後援事業について(報告)	

- 1 開 会 出席委員 6 人
第 2 回知多市教育委員会定例会を開会する。
- 2 前回会議録の承認について 第 1 回定例会会議録は、委員全員の賛成により承認された。
署名委員 竹内委員、深谷委員
第 2 回定例会会議録署名委員の指名
深谷委員、岩見田委員
- 3 委員長報告 前回定例会以降の内容を別紙委員長報告により説明した。
- 4 教育長報告 前回定例会以降の内容を別紙教育長報告により説明した。
- 5 議 題
(1) 議案第 3 号 平成 27 年度教育費補正予算 (第 2 号) (案) について (協議)

(説明) 勝崎学校教育課長

知多市議会 3 月定例会の議案として提出を予定しているもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により教育委員会の意見を求めるものです。

今回の補正予算は、今年度実施しました工事などの事業費の確定に伴い、予算を補正するものです。

歳入は、13 款国庫支出金、2 項国庫補助金、5 目教育費国庫補助金、2 節中学校費国庫補助金は、八幡中学校屋内運動場防災機能強化 (非構造物の耐震化) 事業の事業費確定に伴い、285 万円を減額するものです。

20 款市債、1 項市債、6 目教育債、1 節小学校債は、旭北小学校校舎大規模改造 (トイレ改修) (北棟) 事業及び岡田小学校校舎大規模改造 (トイレ改修) 事業 (北棟中) の事業費確定に伴い、210 万円を減額するものです。

2 節中学校債は、八幡中学校屋内運動場防災機能強化 (非構造物の耐震化) 事業の事業費の確定に伴い、570 万円を減額するものです。

次に、歳出は、10 款教育費、2 項小学校費、3 目学校建設費の小学校建設費は、269 万 6 千円の減額で、13 節委託料と 15 節工事請負費の事業費の確定により減額するものです。

3 項中学校費、3 目学校建設費の中学校建設費は、855 万円の減額で、13 節委託料と 15 節工事請負費の事業費の確定により減額するものです。

(質疑・意見) なし

(採決) 全員賛成、原案承認

- (2) 議案第 4 号 知多市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について (協議)

(説明) 勝崎学校教育課長

今回の改正は、市の職制の見直しに伴い、規則で引用する条項及び字句を改める必要があるためこの案を提出するものです。

第8条は、課の職を規定するもので、第2項で、必要に応じて、課に専任統括監、指導主事、課長補佐及び統括主任を、八幡給食センター、公民館及び歴史民俗博物館に統括主任をおくことができるとするものです。第3項で、改正前は、学校以外の教育機関の長の職は、非常勤特別職の職員を充てることができましたが、改正後は、常勤で一般職に属するものとしています。

第9条は、職務を規定するもので、新しくできる専任統括監、課長補佐の職務を定めたもので、また、それに合わせて条項の整理も行っています。

第11条は、事務代決を規定するもので、第3項で、新しくできる専任統括監等の事務代決を規定するものです。

第14条は、専決を規定するもので、第2項で、新しくできる専任統括監の専決を規定するものです。

附則として、第1項で、この規則は、平成28年4月1日から施行するものです。第2項で、規則の施行の際に改正前の規定により置かれている副課長は、従前の例によるものとし、第3項では、副課長が置かれている場合の読み替えを規定するものです。

(質疑・意見)

岩見田委員

沢山の立場を作ると組織の中がややこしくなりませんか。

勝崎学校教育課長

現在の方が多くありますので、簡素化していくものになります。

松井教育部長

現在は、1人に職能名と職務名という2つの職名がありますが、それを統一するもので、分かり易くするものです。ただし、過渡的には、副課長、副統括監、課長補佐などが混在することになります。

(採決) 全員賛成、原案承認

(3) 議案第5号 教育長に対する事務委任規則の一部改正について (協議)

(説明) 勝崎学校教育課長

今回の改正は、市の職制の見直しに伴い、公民館長及び歴史民俗博物館長を特別職の職員で非常勤のものとしなくするために、教育長に対する事務委任規則の一部を改正する必要があるためこの案を提出するものです。

第2条第9号で、公民館長及び歴史民俗博物館長を削るものです。

附則として、この規則は、平成28年4月1日から施行するものです。

(質疑・意見) なし

(採決) 全員賛成、原案承認

(4) 議案第6号 知多市立学校管理規則の一部改正について (協議)

(説明) 勝崎学校教育課長

今回の改正は、教育委員会が、学校教育法施行令第29条に基づいて規定した学校の休業日を変更することができるようにするために、知多市立学校管理規則の一部を改正する必要があるためこの案を提出するものです。

第6条第2項で、本文に、「ただし、教育委員会は、特別の事情があるときは、これを臨時に変更することができる。」を加えるものです。

附則として、この規則は、平成28年4月1日から施行するものです。

(質疑・意見)

深谷委員

これは、前回の定例会で、報告として説明があったものですか。

小宮教育長

そうです。現行の規則では、冬季休業日が1月6日までになっています。それを1月6日に3学期の始業式を行うことができるように、5市5町の課長レベルで協議して、足並みを揃えることにするものです。

(採決) 全員賛成、原案承認

(5) 議案第7号 知多市立幼稚園管理規則の一部改正について (協議)

(説明) 市田幼児保育課長

今回の改正は、市の職制の見直しに伴い、従来の職制における職能名と職務名が廃止され、職名に一本化されることから、職能名の規定を職名の規定に改めるものです。

第1条の2は、職能名の規定を職名の規定に改め、「職員の職能名は、統括監、副統括監、統括主任、主任、主事教諭及び教諭とする。」を「職員の職名は、園長、統括主任、主任、主事教諭及び教諭とする。」に改めるものです。

附則として、この規則は、平成28年4月1日から施行するものです。

経過措置は、市の職名規則にならって、第2項で、段階的に廃止となる副統括監について、職能名の廃止後も、引き続き、職名として副統括監の名称を用いることができることを規定し、第3項で、施行日においても、引き続き、旧職能名に相当する職名に補せられる者について、別に辞令が発せられない限り、そのままその職名を用いることを規定するものです。

(質疑・意見) なし

(採決) 全員賛成、原案承認

(6) 議案第8号 知多市のめざす教育 (平成28年度版) (案) について (協議)

(説明) 勝崎学校教育課長

1 教育力の (2) 安心で楽しい学校生活の推進では、「⑥各種防災訓練を行うとともに、地域等と連携して防災教育の実施に努めます。」を追加しました。

1 生涯学習環境の（2）生涯学習施設の適正な整備と管理・運営では、②で、勤労文化会館の特定天井改修等の「等」を削除しました。

2 文化芸術の破線での囲みで、1行目の「芸術文化」を他の箇所と合わせて、「文化芸術」に訂正しました。

3 文化財保護の①の「知多の信仰調査」を「知多の講調査」に訂正しました。

1 スポーツ振興の（3）生涯スポーツの環境整備で、①の「市民体育館天井非構造部材等の改修」を「市民体育館特定天井等の調査、改修工事の基本設計」に訂正しました。

（質疑・意見）

竹内委員

心も大切ですが、体も育んでいく必要があります。生涯スポーツの対象になってはいますが、体力測定の結果から体力の低下がありますので、タイトルにおいて、体についての表現を取り入れてもらえたらと思います。

勝崎学校教育課長

タイトルは、総合計画と関わることなので、次回の策定時に検討させていただくということをお願いします。

（採決）全員賛成、原案承認

6 そ の 他

（1）平成27年度小中学校卒業証書授与式における教育委員会告辞について（報告）

（説明）阿部指導主事

本人への気持ち、保護者や地域の方への感謝の気持ち、そして、教職員への気持ちを記述しました。

小学校、中学校ともに、自分を認め、自分を信じ、将来に向かって進んで行くという自己肯定感ということを大きく取り上げて、これから、将来のある子どもたちに自信を持って進んで行ってもらいたいという気持ちを記述しました。

（質疑・意見）

岩見田委員

中学校の告辞において、「その試練に対して、自分を大切にしてい、」と「て」が続きますので、「対して」は、「対し」としてはどうですか。

小宮教育長

読み方は、多少、読みやすいように変えてもらっても構いません。

（2）年度末及び年度始めの学校教育課所管行事等の日程について（報告）

（説明）勝崎学校教育課長

年度末から年度始めにかけて、学校教育課所管行事等が多いため、取りまとめております。ほぼ例年どおりの日程でありますのでお願いします。

なお、欄外に卒業式、入学式の服装も記載してあります。

(質疑・意見)

小宮教育長

今年の3月31日は、月曜日ではありませんので、例年どおり、勤労文化会館で教職員退職辞令伝達式を行うことができます。

(3) 新教育委員会制度への移行(総合教育会議、大綱、新教育長)に関する調査の結果について(報告)

(説明) 勝崎学校教育課長

県から県内自治体の調査結果の報告がありました。

1、2ページは、1 総合教育会議の開催回数や事務局、協議内容について、3ページは、2 大綱の策定状況、3、4ページは、3 教育長の任命等についての調査結果が記載してありますので、今後の参考としてください。

(質疑・意見) なし

(4) 平成28年1月準要保護者等の認定状況について(報告)

(説明) 勝崎学校教育課長

準要保護は、前回から今回までの認定は、小学校で6人、中学校で1人、取消しは、ありませんでした。現在の認定者数は、小学校で344人、中学校で247人、合計591人です。

次の認定児童生徒の理由別内訳は、児童扶養手当の支給を受けているものの理由で、認定が5人で、保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められるものの理由で、認定が2人です。

要保護は、前回から今回までの認定、取消しともありませんでした。現在の認定者数は、小学校で28人、中学校で26人、合計54人です。

特別支援教育は、Ⅱ段階は、前回から今回までの認定は、小学校で2人、取消しはありませんでした。現在の決定者数は、小学校で69人、中学校で16人、合計85人です。また、Ⅲ段階は、前回からの今回までの決定、取消しともありませんでした。現在の決定者数は、小学校で6人、中学校で4人、合計10人です。

就学援助認定者数の前年度との比較は、要保護の認定者数は、1人減の54人、準要保護は、18人増の591人です。

(質疑・意見) なし

(5) 教育委員会後援事業について(報告)

(説明) 勝崎学校教育課長

前回の定例会から今回までに、項番1の第34回手工芸作品展から項番9の第50回新日鐵住金名古屋吹奏楽団定期演奏会までの9事業について、後援を承諾しました。

(質疑・意見) なし

7 自由討議

(1) 青少年健全育成講演会での印象について

岩見田委員

旭東小学校区の青少年健全育成講演会で話をしてきましたが、多くの年配の方が熱心に来てくれました。100何人いました。それを支えているのが、福祉部会の方々です。そういう姿を見て、学校が地域と結びついていると感じました。

南粕谷小へ行ったときも、つくづくそう思ったけれども、旭東でもそうでした。たくさんの方が支えてくれていると実感しました。

小宮教育長

現在、生涯学習課にて取り組んでいます学校支援も、お年寄りの方だけでなく、次へつないでいくことが必要になります。コミュニティスクールに近いものができている地区もあり、地域間での格差をどうしていくかということがあります。

(2) 3月の行事等予定表について

勝崎学校教育課長

3月の行事等予定表の事項を説明した。

8 閉 会 午後1時57分 第2回定例会を閉会

次回は、3月4日(金)午後1時30分から第3回定例会を予定
知多市教育委員会会議規則の一部を改正する規則(平成27年教委規則第2号)に基づく改正前の知多市教育委員会会議規則(昭和45年教委規則第2号)第16条の規定により、ここに署名押印する。

平成28年2月12日

(委 員) _____

(委 員) _____

(教 育 長) _____

(教育部長) _____